



「救急業務高度化推進検討会」報告書の公表

救急企画室

1 はじめに

消防庁では、救急行政に対する国民の関心がこれまで以上に高まる中、救急業務の高度化を着実に推進するため、高度化に関する諸課題について平成19年7月から3回にわたり検討会を開催しました。

この度、トリアージ、メディカルコントロール、消防機関と医療機関の連携に関するそれぞれの作業部会からの報告、中間報告を受け、同検討会において報告書が取りまとめられましたので公表しました。

報告書のポイントなどは以下のとおりです。

2 主な検討事項

(1) トリアージ作業部会

・アンダートリアージの極小化

119番受信時トリアージ（コールトリアージ）におけるアンダートリアージの極小化等に向けた平成18年度の検討においては、医療機関収容時の重症度の高・低で判断をしていたところ、検証データから、重症度が高くても緊急度の低い傷病者もいる事が判明したため、適切な判定基準の検討及びアンダートリアージの極小化についても検討しました。

・コールトリアージに関する法的課題

プロトコル策定及び運用の各場面において、いかなる内容の法的責任が問題となり、それらにつきどのような点に留意することが適切と考えられるかについて、検討・整理しました。

(2) メディカルコントロール作業部会

・救急救命士の再教育について

救急救命士の処置範囲については、平成18年4月に薬剤投与が開始され、新たに養成された気管挿管、薬剤認定救急救命士も含め、救急救命士に対する再教育の具体的なプログラムが求められています。2年間128時間の時間的目安のみ示していた再教育プログラムについて、再教育の目的、達成すべき事項等基本に立ち戻り、整理し、プログラム案として提言を行いました。

・メディカルコントロールのあるべき姿について

各都道府県、各地域で整備されたメディカルコントロール体制について、全国メディカルコントロール協議会連絡会がスタートし、全国的な質の底上げが図られているところですが、地域間で質の格差がある実態を踏まえ、メディカルコントロールのあるべき姿について検討しました。

・メディカルコントロールの評価指標について

メディカルコントロール体制の充実・強化のため、メディ

カルコントロール協議会の活動実態を客観的に評価する指標の必要性について検討しました。

(3) 消防機関と医療機関の連携に関する作業部会

・受入医療機関に関する情報収集について

医療機関情報の収集と救急隊への情報伝達のあり方、救急医療情報システムや周産期ネットワーク等の活用方法について検討しました。

・消防機関から医療機関への情報伝達のあり方について

救急隊の傷病観察の実施方法（観察シート等の活用、事後検証）や傷病者情報の報告順位等の確認、消防機関と医療機関双方の連絡体制のあり方について検討しました。

・救急隊と指令センターとの連携方策について

病院選定時の照会方法（救急隊による照会、指令センターによる照会）や選定困難時における救急隊と指令センターの連携方法について検討しました。

3 報告のポイント

(1) トリアージについて

現在検討中の119番受信時のトリアージ・プロトコルにおけるアンダートリアージの可能性について検討を行い、その極小化に向けた一定の方向性は確認出来たところです。今後は、オンピーク時においてプロトコルに基づいた救急隊の配置及び編成を行うことについて、検証を踏まえた検討を行う必要があります。

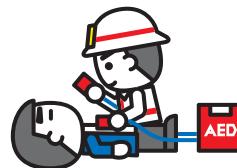
(2) 救急救命士の再教育プログラムについて

救急救命士の再教育の対象とすべき項目として、生命に危機的状況を来す病態に即座に対応出来る能力や医療施設における超急性期治療が施設・技術的に機能分化・重点化している疾患について短時間で病態把握と適切な処置ができる能力を身につけることとし、その具体的なカリキュラムを示すとともに、病院実習など再教育に割り当てるべき時間を示しました。

また、メディカルコントロール協議会の再教育の実施における役割を示しました。

(3) 消防機関と医療機関の連携の推進について

早急に講じるべき対策として、救急医療情報システムのリアルタイムの情報更新や表示項目の改善、救急隊と指令センターとの連携の推進、救急患者受入コーディネーターの権限・業務内容の明確化、救急搬送に関する検証・協議の場としてのメディカルコントロール協議会の活用など、取り組んでいく必要があります。



4 今後に残された課題

3 で述べてきた対策を推進するとともに、より一層の救急業務の高度化を図るため、以下の課題が明らかとなりました。

(1) メディカルコントロール協議会のあり方について

メディカルコントロール協議会は、これまで「救急救命士を含む救急隊員により実施される救急救命処置の医学的な観点からの質の保障」を主な役割として活動してきたところですが、地域の救急搬送・受入医療体制の検証・協議を行う場としての役割も期待されています。今後、メディカルコントロール協議会等の役割の明確化や法的、行政的な位置付けについても検討する必要があると考えられます。

(2) 救急医療体制等の充実・強化について

救急業務を高度化するためには、救急搬送における救急救命士や救急隊員による質の高い救急救命処置等を担保するとともに、傷病者の症状に適合した医療機関を選定し迅速に搬送することが必要であり、そのためには、受入医療体制のあり方や救急車の適正利用の推進などを含めた総合的な対策が必要です。

また、救急搬送・医療の現場における訴訟等を含めた法的なりリスクの問題や救急医療に求めるサービスの内容についての国民の意識の問題など、幅広く検討を進めるべき課題も山積しており、今後、これらの諸課題についても検討が進められることが期待されます。

5 最後に

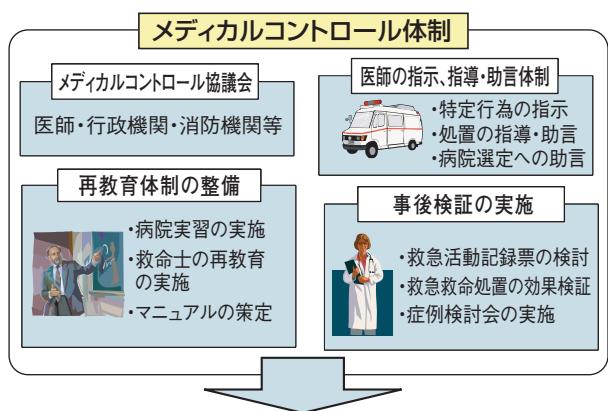
救急業務に対する国民の関心、期待は非常に大きいところです。しかしながら、昨今の救急需要が増大する中、救急車が適切ではない利用をされていることや医療機関の選定困難事案の多発など、救急搬送のあり方を巡っては多くの課題があります。今後とも、救急業務の高度化に向け、これらの課題に適切に対応するための検討を時宜に応じて進めていくことが本検討会に課された責務です。

報告書全文は下記URLに掲載しています。

<http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/200424/200424houdou2-2.pdf>

メディカルコントロール体制について

救急救命士が実施する救急救命処置について、医師の指示・助言、事後検証、再教育の体制を整備し、救急活動の質を保障する体制



●「救急業務の高度化の推進について」

(平成13年7月消防庁救急救命課長通知)

メディカルコントロール協議会で協議する事項

- 指示、指導・助言体制、オンラインMCの確立
- 救急隊員の病院実習等の調整
- プロトコルの作成
- 地域における救命効果など地域の救急搬送体制及び救急医療体制に係る検証
- 傷病者受け入れに係る連絡体制の調整等救急搬送体制及び救急医療体制に係る調整

●厚労省通知

・医療計画策定指針(救急医療の体制構築に係る指針)

・平成19年12月10日連名通知

メディカルコントロール体制の活用の検討

医学的観点から救急活動の質を保障する役割



- ・包括的除細動
- ・気管挿管
- ・薬剤投与
- ・その他の救急救命処置

円滑な救急搬送を確保するための役割



- ・消防機関と医療機関の連携
- ・医療情報システムの有効活用
- ・搬送先医療機関選定などの救急搬送に関する検証の場

両者を含めた救急業務の高度化を推進する機能を果たすためには

●MC協議会の役割の明確化

●MC協議会の法的、行政的な位置付けの明確化が必要ではないか。